
No. 37

2005年1月発行

淀川水系 流域委員会 委員会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第37回委員会の内容 P. 1
 - 第37回委員会の説明資料より抜粋 P. 3
 - 配付資料リスト P. 10
 - 委員会 委員リスト P. 11
 - これまで開催された会議等について P. 13
 - 配付資料及び意見書の閲覧・入手方法・ご意見受付 P. 14
-

平成17年1月11日(火)、第37回委員会が行われました。



【みやこメッセにて】

第37回委員会の内容

資料2-1-1～3「平成16年度事業の進捗点検に関する意見書（案）」、資料3-1「事業中のダムについての意見書（案）」等を用いて説明がなされた後、委員との意見交換が行われました。

第37回委員会結果報告

庶務作成

開催日時：2005年1月11日（火） 13:30～16:07

場所：みやこメッセ 地下1階 第1展示室

参加者数：委員35名、河川管理者20名、一般傍聴者265名

1. 決定事項

- 琵琶湖部会意見書案「3. 琵琶湖水位操作について」「4. 基礎案の課題」については、次期流域委員会で検討すべき課題として、意見書とは別に報告書を作成する。
- 挙手の結果、賛成多数のため「事業中のダムについての意見書」が委員会意見として承認された。
- 意見書への少数意見（反対意見や補充意見）は、意見書の後ろに付帯意見としてとりまとめる。意見のある委員は、氏名を付した上で、1/18までに提出する。
- 各委員の思いや次期流域委員会に引き継いで欲しいこと、河川管理者への要望等をとりまとめる。全委員が1/18までに意見を提出する。

2. 審議の概要

①「平成16年度事業の進捗点検に関する意見書（案）」の検討

地域部会長および委員より、資料2-1-1～3「平成16年度事業の進捗点検に関する意見書（案）」を用いて説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

○意見書の構成について

- 琵琶湖部会意見書案「3. 琵琶湖水位操作について」「4. 基礎案の課題」は、委員会で受け止めるべき重要な問題なので、流域委員会の意見として扱うことにしたいと考えている（委員長）。

←まずは、事業進捗点検に関する意見書を流域委員会の意見書として提出する必要がある。水位操作についての意見書や基礎案の課題のような意見は、他の部会でもたくさんあるが、時間的な制約があるため、委員会の意見書としてまとめることはできない。よって、意見書とは別の報告書としてまとめ、2本立てで示すのが妥当ではないか（委員長代理）。

←琵琶湖水位操作と基礎案の課題についての意見は、事業進捗点検に関する意見（例えば環境30「水位操作の検討」）とも密接に関連しているので分けるのは難しい。そこで「水位操作や基礎案への課題については琵琶湖部会では議論をしたが、委員会としては十分な議論ができるないので、次期委員会で継続して議論すべきだ」というやり方で分けた上で報告書を作成してもらえばよいと考えている。意見書と内容が重複しても構わないだろう（琵琶湖部会長）。

←琵琶湖部会意見書案「3. 琵琶湖水位操作について」「4. 基礎案の課題」については、次期委員会で議論すべき今度の課題として、意見書とは別に報告書を作成する（委員長）。

○意見書案の内容について

- 琵琶湖部会意見書案では制限水位を±0cmに変更することを要望しているが、この根拠はどこにあるのか。また、洗堰の全閉操作についての記述が解説的になっている。

←制限水位±0cmの根拠は経験則だ。今後、技術的な可能性や生物環境、農業への影響等の緻密な検討をしていくべきだと考えている。全閉操作については補足説明を頂きたい（委員）。

←生態的な面から言えば、ヨシの生育とコイ科魚類の産卵がある程度改善されるのではないか

と思われるため、制限水位±0cmを目標水位とした（委員）。

- 水位操作についての意見は、本来の琵琶湖の姿に戻すためには人工湖岸を壊すということまで含めた意見かもしれない、重く受け止めるべきだ。
- 琵琶湖部会意見書案「3. 琵琶湖水位操作について」は、琵琶湖総合開発事業の評価を行うということだ。琵琶湖について十分議論ができないので、次期委員会で議論する必要がある。
- 次期流域委員会では、住民が川とどう関わっていくかについても検討を継続して欲しい。

②「事業中のダムについての意見書（案）」の検討

今本ダムWGリーダーより、スライドと資料3-1「事業中のダムについての意見書（案）」、資料3-2「事業中のダムについての意見書（案）に係わるアンケート調査結果」を用いて意見書（案）の概要について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

○「事業中のダムについての意見書（案）」の内容について

- これまでの検討経過を踏まえた内容なので、全体としては異論はない。
- 「おわりに」（P19）の第4パラグラフ「とくにダム以外の方法を採用する場合は」以下は重要な問題なので、次期委員会でも検討して頂きたい。また、流域の保全再生のための政策的枠組みについても具体的に踏み込んで欲しい。
- 「おわりに」（P19）の「地域住民」を「地域・流域住民」として欲しい。
- 大戸川ダムへの意見の末尾（P19）は「自然環境に重大な負の影響を及ぼす」とするのがよい。
- P17中段は「社会的な有効性があり、自主的な治水対策」と修文した方がよい。P18の「神崎川・猪名川等の洪水調整については」の後に「余野川については」を入れた方が分かりやすくなる。
- 河川管理者の調査・検討は、土砂を考慮していないものが多い。土砂込みの調査・検討をしなければ、十分な検討にはならない。また、破堤しない堤防についても早く検討結果を示して欲しい。
- ダムWGの意見書についても、次期委員会で検討すべき事項を整理してまとめればよいのではないか。
- ダムWGで河川管理者に質問をしたが、未回答のものがある。例えば、琵琶湖の基本高水が1.4mに設定された経緯や琵琶湖の降雨予測を梅雨期と台風期に分けた検討だ。間に合えば、次回の委員会で回答を示していただきたい。間に合わなければ何らかの形で回答を提供していただきたい。←河川管理者がどういう質問を受けているのか、整理をしたい（河川管理者）。

○少数意見の取り扱い、および流域委員会の活動とりまとめについて

「1. 決定事項」の通りに決定した。

3. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者4名から発言があった。主な意見は以下の通り。

- 提言でダムについて「原則として建設しない」「住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合に限り建設するものとする」としたが、基礎案にも反映されていない。委員会はこの重大な不備について意見書の中で指摘すべきだ。指摘しなければ、基礎案が官僚主導の方向を取り、委員会がそういう方向に屈服したということになるのではないか。
- ダムについてもう少し踏み込んだ意見を述べて欲しかった。治水効果が極めて限定的な余野川ダムが丹生ダムと同じように取り扱われているという印象を持った。また、琵琶湖水位操作についての意見は委員会の意見として提出して欲しい。それから、各ダムへの意見の末尾には「可及的速度やに結論を出す必要がある」としているが、「1年内」というように期限を区切って欲しい。
- 流域委員会は、現場を見て、意見を述べてきたが、まだまだ不十分だ。大半の住民は流域委員会のことを知らないし、各地域で議論ができていない。住民や地域の議員を含めた住民参加の形になっていない。意見書も住民に分かる形にはなっておらず、掘り下げが足りていない。
- 伊賀市の水道事業を担当している者が、川上ダムへの意見の中で、三重県の水需要は未確定な要素があるとして、ダム建設の効果の検討対象から除外されているが、行政の立場からすれば容認はできない。伊賀地域の安定的な水道用水の確保の点から、不可欠の事業だ。地元の実情をご理解いただいた上で的確な意見をお願いしたい。

以上

第37回委員会の説明資料より抜粋

委員会では、資料2-1-1～3「平成16年度事業の進捗点検に関する意見書（案）」を用いて説明がなされた後、意見交換が行われました。その後、資料3-1「事業中のダムについての意見書（案）」、資料3-2「事業中のダムについての意見書（案）に係わるアンケート調査結果」等を用いて意見書（案）の概要について説明がなされたあと、意見交換が行われました。以下に資料より一部を抜粋して掲載いたします。

資料2-1-1

1. はじめに
2. 「具体的な整備内容シート」に直接かかわる「整備事業進捗状況」の点検
3. 琵琶湖水位操作について

〈2005年1月10日版〉

琵琶湖水位操作についての意見要約

琵琶湖の水位操作については（1）急激な水位低下と、（2）数週間から数カ月におよぶ低水位（長期的な低水位）が当面の政策課題となっているが、短期的課題に対応するだけでなく、〔新たな流域社会の構築と琵琶湖・淀川水系の自然再生〕という長期的な視点から、以下にその提言の要約を記す。

平成4年に制定された瀬田川洗堰の操作規則の見直しを行い、洪水期制限水位を、琵琶湖水位±0cm付近に変更し、できるだけ自然のリズムに近い水位操作規則に変更することを強く要望する。理由は以下の3点である。

- (1) 琵琶湖は58種もの固有種をはぐくむ天然の湖沼であり、世界的にも貴重な古代湖である。これまで治水、利水目的のためだけに人為的に水位操作を行ったことで、琵琶湖の豊かな生物多様性および自然環境は危機に瀕しており、早急に保全・回復する必要がある。これは生物多様性に即して育成してきた文化的多様性ともいえる水陸移行帯の多面的機能の再生にもつながるものと期待される。
- (2) 洪水期制限水位をひきあげることで、琵琶湖岸域の洪水リスクが増大するが、洪水リスクはゼロにはできない。人命に関わるような壊滅的な浸水被害が琵琶湖周辺で生じる可能性は低く、洪水リスク増大に見合う経済的補償など、ソフトな政策的措置で対応が可能である。
- (3) 利水問題についても、洪水期制限水位を±0cm付近に引き上げることで、既往最大の渇水というリスクに対しても、琵琶湖の利用低水位である-1.5m以内にその水位を抑えることができる見込みがある。

（琵琶湖水位操作に関する意見書本文は割愛）

4. 基礎案の課題

4. 1 基礎案に十分に反映されていない提言の趣旨
4. 2 今後の課題

琵琶湖部会として十分検討できていない重要な課題は以下の通りである。

(1) 琵琶湖の水位について

水位については別途、3章「琵琶湖水位操作について」の中で見解を述べているが、瀬田川洗堰の操作と整備事業の関係、操作規則の見直しについては、以下の点が特に重要であり、十分な検討を要する。

①瀬田川洗堰の水位操作と整備事業

瀬田川洗堰の操作と琵琶湖沿岸の環境保全、沿岸域の治水、天ヶ瀬ダム再開発事業、宇治川の景観、淀川の治水安全度など、相互に関連した整備事業項目に関しては琵琶湖部会単独の議論では不十分であるため、委員会共通のダムワーキングを通して議論し、一定の結論を出した。しかし、その結論を受けた琵琶湖部会としての議論は行われていない。この点に関しては新委員会のなかで適切に対応する必要がある。

②瀬田川洗堰の水位操作の合意形成プロセスについて

上記の一連の整備事業項目の詳細とは別に、利水、治水、環境を目的とする堰の操作について基本的な考え方を整理する必要がある。とくに、関係自治体が恒常的、一意的に合意する基本方針とは別に、状況に応じて柔軟に一時的な合意を積み重ねていく弾力的な対応方針の立案が不可避となりつつあるが、これまでダムワーキング、琵琶湖部会のいずれにおいても議論の遡上にあがっていない。国外でのソフト対応事例の調査を含め、新委員会の中で十分検討を深めていく必要がある。

(2) ダムについて

ダムの建設をめぐっては、委員会全体としての見解がダムワーキングを通して明らかにされる。以下は琵琶湖部会特有の課題でダムワーキングの見解を補完するものだが、河川管理者に十分その意図が伝わっているか否かが依然として不明なものである。

①環境振り替え

利水容量を環境対応容量に振り替えるとする、所謂「環境振り替え」に対しては、琵琶湖部会は一様に厳しい見方をしている。したがって仮に治水上ダム建設が不可欠であるにしても極力規模を限定し、環境に与える非可逆的なマイナス影響の可能性を低くする選択が望ましい。

②利水権者の撤退

当該ダム計画の利水事業者は事業から撤退することによって撤退ルールにのっとった法的な責務を負うが、それに止まらず、地域と一体となってダムに頼らない治水を実現する努力をすべきである。

③ダムに頼らない対策の技術的・社会的可能性など、「技術的なとり組みを含む大きな社会的チャレンジ」についてはほとんど行われておらず、わずかに示された検討結果はその可能性を否定することを前提に検討したとの印象を与えるのは残念である。早急にこの「社会的チャレンジ」について検討を開始すべきである。

④意見書は河川管理者以外の他機関（地方自治体・企業等）が所管するダムについても、整備計画との関連において、そのあり方について言及する必要があるとしている。この点は、整備事業進捗評価シートの関連項目でも指摘した。

⑤意見書では、「ダム建設というハードな施設機能への過度の依存が、<洪水に強い地域社会づくり>にむけての具体的できめ細やかなソフト対応のシステムをつくりあげる障害にならないよう、官民連携してとり組むプロセスをつくり上げなければならない」とした。本年我が国で多発した洪水被害事例は、想定以上の強度をもつ降雨の場合、ダムの有無に関わらずして、堤防強化なくしては一様に甚大な被害がもたらされることが明らかになった。琵琶湖部会は、ダム建設判断の帰結は別として、河川対応、流域対応を優先する重要性について引き続き河川管理者と協議を続けていく必要がある。

(3) 河川の水量と河川形状について

河川の水量と河川形状については個別事業の進捗状況の点検シートで対応する。

(4) 河川・琵琶湖の環境の保全・回復について

河川・琵琶湖の環境の保全・回復に関する事項のうち、以下については河川管理者の考え方方が未だ不明確なものである。

①統合的管理システム

この件に関しては、意見書の趣旨を十分反映する取り組みについて、その方向性は未だ打ち出されていない。

②水質保全対策

琵琶湖と集水域を巡る水質保全対策については、滋賀県が進めている総合整備計画と関連し、かつ河川整備計画が直接影響を及ぼす事項について本格的な取り組みが必要である。この点に関しては、以下の点に十分留意すべきである。すなわち、琵琶湖北湖の湖内環境は、下水道整備や農業系負荷削減対策が徐々に効果をあげつつあり、水質指標の一部で改善傾向が見え始めたと言われていること；土地利用や水利用の変更、面源負荷流出パターンの変化、湖岸域生態系機能の低下、温暖化傾向の増大など広域的・長期的な要因が相互に影響し合い、時期によってアオコを形成する藻類が優先種となりつつあること；湖底ではチオプロカやメタロゲニウムなど低酸素状態でしか生息できない生物が発見されていること；中層・深層部における硝酸態窒素や難分解性有機物濃度が増加していること；などである。こういった懸念材料とともに、湖内・湖底の生物の生息環境は総じて悪化傾向にあり、一部にやっと改善の兆しが見えしてきたものの湖内環境はぎりぎりの状態で持ちこたえているというのが琵琶湖の水質保全に関わる多くの関係者の一般的認識であることを十分考慮に入れたとり組みが望まれる。

北湖への影響には、施設整備が湖内水質に及ぼす直接的なものに加え、新たな水利用や土地利用の変化が長期的に湖内環境を悪化させる間接的なものがある。これらはいずれも相乗的に繰り返されるわけであるから、掲げられた調査項目の結果のみを材料として、ぎりぎりの状態で持ちこたえている北湖環境への「影響は些少」と判断することが不合理であることに十分留意して調査を行う必要がある。

(5) 連携と協働

連携と協働に関しては以下の点が琵琶湖部会、河川管理者の双方の課題として残っている。

①滋賀県との連携については、一層緊密なとり組みを進めるべきである。

②他部局、他省庁等との連携については、とり組みが一層進展することが望まれる。とくに、流域管理システム構築に向けた省庁間横断の体制の検討には、学識経験者の参加のみならず関係部局、省庁の担当者の参加が重要である。

③琵琶湖の本来的価値の表現と活用をめぐる人材育成、環境学習等については、世代を越えるとり組みについて一層努力する必要がある。

④民や地域社会との協働については、住民参加部会の試行的取り組みをベースに徐々にかつ着実に成果を上げるように努力する必要がある。

なお、上記項目について十分な検討を行うことが出来なかったのは、河川管理者から提供された情報に限界があったこととともに、琵琶湖部会関連の課題の多くが淀川水系全域の共通課題でもあることから、ダムワーキングなど部会共通課題の一環として検討を進め、その経緯で部会特有の課題に対して十分な検討時間を確保し得なかっことにも起因している。新規委員会の運営に当たり、委員会自身がこういった反省点を生かしていく必要があることは言うまでも無い。



資料3-1より抜粋

事業中のダムについての意見書(案)

1 はじめに

ダムが治水あるいは利水の面で一定の効果をもつことは確かである。このためとくに1950年代以降に大規模なダムが政策的配慮も絡んで全国各地の河川に多数建設され、これらが治水あるいは利水の安全度を飛躍的に向上させ、日本の産業・経済の発展に多大の貢献をした。しかしそれと同時に、ダムの建設はダム周辺ならびに上下流域の自然環境および社会環境に重大な改変をもたらしたことも事実である。ダム建設の是非の判断を行ううえで、1997年に改正された河川法が河川管理の目標として治水と利水に加えて新たに掲げた「河川環境の保全と整備」をどう活かすかが、まさにいま問われているのである。

このような現実に立脚して、淀川水系流域委員会は環境・治水・利水面からみたダムについての基本的な考え方を以下に示す。

1-1 環境面からみたダムについての基本的な考え方

ダム建設は基本的に自然環境に対して明らかに負の影響をもたらす。自然環境の側面からダムを考える場合、ダム建設により起きた環境負荷を治水あるいは利水の効果と比較し、治水・利水の効果が自然環境に及ぼす負の影響にもまして人間生存に不可欠と認められる場合に、はじめてダム建設が容認される。

ダムを建設しようとする場合は、ダム建設による得失と環境改善効果について科学的な評価を多分野にまたがるさまざまな視点から行う必要がある。例えば、ダム建設以前の自然環境との比較、既存のダムが上下流の自然環境に現在与えている影響についての詳細な調査・検討、ダムに頼らない代替方法との環境改善効果の比較、建設後に予測される環境に対するリスクの規模(結果の甚大性)と不可逆性、さらに影響の将来予測等の視点から評価することが求められる。

流域委員会は、一般論として、人為的改変により生じた環境悪化を回復する目的で、新たな環境改善策を施して環境修復を試みることを全否定するものではない。しかし、ダム建設の目的を環境修復とする場合には、まず自然環境悪化を生じさせた人為的行為を見直し、その後にダム建設等による環境修復をはかるべきである。例えば、琵琶湖の水位低下抑制のためには、瀬田川洗堰の操作規則をまず見直して、琵琶湖本来の水位変動に復すことを検討すべきである。また流水の正常な機能の維持については、なにが正常であるかの議論をせずに、人為的操作で維持しようとすることには論理上の疑義がある。

予防原則・安全側に立った環境の評価は、評価に資すべく得られた資料からはリスク評価が科学的にできない場合、評価を試みたが科学的な不確実性が解決されないために一定の結論に至らなかった場合、環境に対する重大な影響または回復不可能な状況が予測される場合、に適用できるとされている。自然生態系への影響については限られた時間内に予測される環境影響のすべてにわたって科学的に厳密に評価することはきわめて困難であり、影響が甚大でかつ不可逆的な状況が推測される

場合には、予防原則による評価を採用することが基本となる。

要するに、ダムは自然環境に多大な負の影響を与えるため、自然環境の保全・回復という視点からダム建設は基本的に避けなければならない。自然環境への影響の全貌の詳細とダム建設との因果関係が実証されなくても、不可逆的で重大な負の影響を及ぼす恐れがあると考えられる場合には、たとえ治水あるいは利水の面からダムが必要と判断されても、予防原則に則りダム建設を極力回避するようにしなければならない。また、人為的に改変された自然環境を新規ダムにより改善しようすることには論理上の疑義があり、改変行為そのものの見直しを基本とするべきである。

1-2 治水面からみたダムについての基本的な考え方

これまでの治水に関する河川整備は、河川や地域ごとに社会的な重要度に応じた規模の洪水を対象に、「水害の発生防止」を目的として進められてきた。すなわち、対象とする年超過確率から求まる降雨量に引伸ばし・カバー率を適用して算定される「基本高水」を安全に流下させることを目標として、河道の流下能力が不足する場合にダムや遊水地により洪水流量を抑制するという方式を採用してきた。

この方式には基本高水が過大なため河川改修計画を達成できる目途が立たないという批判もあるが、これにより治水安全度は飛躍的に向上し、ダム建設が大きな役割を果たしてきたことは確かである。しかしダムが治水効果を発揮するのは、その貯水容量が大きくかつ洪水被害防御の対象地点に近い上流に位置する場合であって、計画規模を超える洪水に対しては効果が低下・消失するうえ、ダムの集水域以外の残流域における降雨による洪水に対しては効果がないため、ダムができれば「万全」というわけではない。

これまでの治水は、①対象規模を超える洪水に対して壊滅的被害が発生する恐れがきわめて大きい、②対象規模以下の洪水に対しても壊滅的被害が発生する恐れがある、という基本的な欠陥をもっている。①は、対象規模を超える洪水が発生する可能性があるにもかかわらず、そのことに対して有効な対策を講じようとしてこなった計画上の大欠陥であり、②は、現在の堤防が、その材料として適切であるか否かを吟味されているとは限らない土砂を用いて逐次強化を重ねてきた歴史の産物であることから、必ずしも防災構造物の安全性について十分な信頼性を有しているとはいえないという構造上の欠陥である。

このため淀川水系流域委員会は「これからの大治水は、いかなる大洪水に対しても壊滅的な被害を回避・軽減することを目標とするように転換するべきである」と提言した。その具体的な手法には、ダムや遊水地により洪水流量を抑制して水位を下げる方法もあるが、いかなる大洪水に対しても壊滅的な被害を回避・軽減するには、河道の整備や堤防を補強して破堤しないようにするなどの「河川対応」ならびに土地利用の規制や避難対策などの「流域対応」の併用を基本とするべきであるというのが流域委員会の一貫した見解である。

堤防補強についていえば、これまで土を盛って高くするあるいは腹付けして幅を広げるといった工法が用いられてきたが、これらの方法では越水すれば容易に破堤するという構造的な欠陥が是正されない。

越水しても破堤しない堤防としては、すでに鎧型堤防(アーマー堤防)や高規格堤防(スーパー堤防)が一部で整備されているが、前者は環境・耐震性に問題があり、

配付資料リスト

後者はまちづくりと一体となって整備するため、長い調整期間を必要とするうえ莫大な費用を要するという問題があり、いずれも抜本的な解決にならない。

このため流域委員会は、当面の対策として、堤体中央部に鋼管杭(矢板)やソイルセメント連続壁を設置した混成堤防(ハイブリッド堤防)を検討・実用化することを提言あるいは意見してきた。河川管理者は、土を用いて堤防の規模を大きくする工法に固執せず、従来の「土堤原則」を脱却した本格的な越水対策を検討・実用化する必要がある。

要するに、これから治水はダム以外の方法によることを基本とし、新たなダムの建設は他に実行可能で有効な方法がない場合の最後の選択肢とするべきである。したがって、これから治水は、河道の整備や堤防を補強して破堤しないようにするなどの「河川対応」ならびに土地利用の規制や避難対策などの「流域対応」の併用を基本とするべきである。

1-3 利水面からみたダムについての基本的な考え方

日本の地形は急峻であり、しかも降雨は梅雨期と台風期に集中するため、利水面では貯水することが不可欠である。このため古代から農業用ため池が全国各地につくられ、稲作を支えるとともに「池の文化」と称されるほどわれわれの生活に密着してきた。近代国家としての発展とともに水需要は大幅に増加し、1950年代から1970年代の高度成長時代以降に利水を目的とした大規模なダムや堰が多数建設され、とくに淀川水系では琵琶湖総合開発も加わり、地域の産業・経済の発展に大きな役割を果してきた。

しかし河川の流量はもともと有限であり、取水量にも河川環境の保全面からの制約があるため、際限なく水資源を開発することはできない。さらに水資源開発に用いる大規模なダムや堰はいずれも河川およびその周辺の自然環境を悪化させるという基本的な欠陥を有している。

このため流域委員会は、これまでの利水の「水需要予測の拡大に応じて水資源開発を行う」という方式を、「水需給が一定の枠内でバランスするように水需要を管理する」という方式へ転換するよう提言した。これには精度の高い水需要予測を行うとともに、節水・再利用・雨水利用・用途変更などにより水需要を抑制する必要がある。同時に利用者である我々も、水は大切な資源であることを認識し、水需要の抑制に努めなければならない。

要するに、安定成長期といわれる現在では水需要そのものが漸減傾向にあり、異常渴水や少雨化傾向といった気象現象に関連した不確定要素があるものの、今後の日本の急激な人口減少の予測や水を大量消費しない産業構造への移行傾向を考慮すると、少なくとも淀川水系河川整備計画が想定する20~30年の間は、きわめて一部の例外はあり得るもの、利水面からの新規ダムの建設を行わず、水系全体で安定した利水の枠組みを構築する必要がある。

2 事業中のダムについての検討方針

3 事業中のダムへの意見

4 おわりに

資料リスト		資料請求No
議事次第		R37-A
資料1	前回委員会（2004.12.20）以降の状況報告	R37-B
資料2-1-1	平成16年度事業の進捗点検に関する意見書（案）琵琶湖部会	R37-C
資料2-1-2	平成16年度事業の進捗点検に関する意見書（案）淀川部会	R37-D
資料2-1-3	平成16年度事業の進捗点検に関する意見書（案）猪名川部会	R37-E
資料2-2	地域別部会の開催経過について	R37-F
資料2-3	河川管理者からの提出資料一覧	R37-G
資料2-4	各地域部会での検討経緯（結果概要）	R37-H
資料3-1	事業中のダムについての意見書（案）	R37-I
資料3-2	事業中のダムについての意見書（案）に係るアンケート調査結果	R37-J
資料3-3	ダムWGの開催経過について	R37-K
資料4	今後のスケジュール	R37-L
参考資料1	委員および一般からのご意見	R37-M
	水位操作規則の変更に伴う今後の検討項目のまとめ ※平成17年1月10日水位操作追加意見	R37-N

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.14の「配付資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

委員会 委員リスト

2005.1.10現在(五十音順、敬称略)

No.	氏名	対象分野	所 属 等
1	芦田 和男 (委員長)	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問
2	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員
3	池淵 周一 (利水部会長)	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授
4	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター 校長
5	今本 博健 (治水部会長)	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授
6	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授
7	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授
8	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授
9	嘉田 由紀子	地域・まちづくり (環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問
10	川上 聰	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーキング・市民活動)	NPO法人 全国水環境交流会 理事 木津川源流研究所 所長
11	川那部 浩哉 (琵琶湖部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長
12	川端 善一郎	生態系	京都大学生態学研究センター 教授
13	紀平 肇	動物	中間法人 水生生物保全研究会 理事
14	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長
15	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医 小竹医院 院長 淀川ネイチャーラブ 会長
16	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授 永源寺町教育委員会 教育長
17	宗宮 功 (環境・利用部会長)	水質(水質工学)	京都大学名誉教授 龍谷大学教授
18	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表
19	田中 哲夫	漁業関係(魚類生態学)	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 助教授
20	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授
21	田村 悅一	法律(行政法)	京都橘女子大学文化政策学部 教授 立命館大学 名誉教授
22	塙本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネットとコーディネイト)	子供と川とまちのフォーラム 副代表
23	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表

No.	氏名	対象分野	所 属 等
24	寺田 武彦 (淀川部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長
25	寺西 俊一	経済(環境経済学、環境政策論)	一橋大学大学院経済学研究科 教授
26	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長
27	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員
28	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授
29	畠 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授
30	服部 保	植物(植物生態学)	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授
31	原田 泰志	漁業関係	三重大生物資源学部 教授
32	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授
33	畚野 剛	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室 代表
34	藤井 純子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長
35	細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員 (住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会
36	本多 孝	地域の特性に詳しい委員 (環境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長
37	槇村 久子	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長
38	榎屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長
39	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事 朝日漁業協同組合 監事
40	松本 鑿	地域の特性に詳しい委員 (地域自然保護活動、淡水生物調査、環境 (自然保護)教育)	池田・人と自然の会 代表
41	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授
42	三田村 緒佐武 (住民参加部会長)	環境教育 (水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授
43	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表
44	森下 郁子	動物	大阪産業大学 人間環境学部 教授
45	矢野 洋	水質	神戸市水道局水技術部 調査役
46	山村 恒年	法律(行政法・環境法)	弁護士・元神戸大学教授
47	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民
48	吉田 正人	自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 理事 江戸川大学 助教授
49	米山 俊直 (猪名川部会長)	水文化	京都大学 名誉教授 国際京都学協会 理事長
50	鶴谷 いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
51	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	地球環境フロンティア研究センター プログラムディレクター
52	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長

注：対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

これまで開催された会議等について

委員会	琵琶湖部会	淀川部会	猪名川部会
第1回 ~第6回	平成13年開催	第1回 ~第8回 平成13年開催	第1回 ~第10回 平成13年開催
第7回 ~第15回	平成14年開催	第9回 ~第20回 平成14年開催	第11回 ~第20回 平成14年開催
第16回	H15/1/17（金）	第21回 H15/1/29（水）	第7回 ~第17回 平成14年開催
第17回	H15/1/24（金）	第22回 H15/5/19（月）	第18回 H15/7/1（火）
第18回	H15/2/24（月）	第23回 H15/6/10（火）	第19回 H15/9/2（火）
第19回	H15/3/27（木）	第24回 H15/7/18（金）	第20回 H15/10/9（木）
第20回	H15/4/21（月）	第25回 H15/8/25（月）	第21回 H16/9/1（水）
第21回	H15/5/16（金）	第26回 H15/9/24（水）	第22回 H16/10/21（木）
第22回	H15/6/20（金）	第27回 H15/10/23（木）	第23回 H16/11/2（火）
第23回	H15/7/12（土）	第28回 H16/10/13（火）	第24回 H16/12/3（金）
第24回	H15/9/5（金）	第29回 H16/11/8（土）	第25回 H16/12/23（木）
第25回	H15/9/30（火）	治水部会	利水部会
第26回	H15/10/29（水）	第1回 H15/3/8（土）	第1回 H15/3/8（土）
第27回	H15/12/9（火）	第2回 H15/3/27（木）	第2回 H15/3/27（木）
第28回	H16/2/26（木）	第3回 H15/4/10（木）	第3回 H15/4/14（月）
第29回	H16/5/8（土）	第4回 H15/4/17（木）	第4回 H15/9/2（火）
第30回	H16/6/22（火）	第5回 H15/5/29（木）	第5回 H15/10/24（金）
第31回	H16/7/29（木）	ダムWG	3ダムサブWG
第32回	H16/8/24（火）	第1回 H15/10/15（水）	第1回 H16/7/11（日）
第33回	H16/9/29（水）	住民参加部会	第2回 H16/7/18（日）
第34回	H16/10/25（月）	第1回 H15/2/24（月）	第3回 H16/7/25（日）
第35回	H16/11/16（火）	第2回 H15/3/27（木）	第4回 H16/8/19（木）
第36回	H16/12/20（月）	第3回 H15/4/11（金）	第5回 H16/9/23（木）
その他	設立会 発足会 第1回 合同懇談会 第1回 合同勉強会 シンポジウム 拡大委員会 提言説明会	平成13年開催	しっかりしてや!! 流域委員会 ファシリテーターとの 検討会 大戸川、天瀬ダム意見交換 丹生ダム意見交換会 住民の意見を聞く会

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願ひいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホームページ <http://www.yodogawa.org>

■E-mail yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp

■TEL 06-6222-5870

■FAX 06-6222-5871

淀川水系流域委員会 庶務
みずほ情報総研（株）



淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.37

2005年1月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務
みずほ情報総研 株式会社

研究員：吉岡、篠田、鈴木、熊谷、松本
事務担当：山根

〒542-0042 大阪市中央区今橋4-2-1（大阪富士ビル8階）

TEL: (06) 6222-5870 FAX: (06) 6222-5871

E-mail : yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス
<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーとともに、ホームページでもご覧頂けます。